第424回東京地方最低賃金審議会　議事録

１　日　時　　令和３年11月19日（金）　午前11時00分から午前11時17分
２　場　所　　九段第３合同庁舎　共用会議室１－１
３　出席者　　公益代表委員６名　労働者代表委員６名　使用者代表委員４名

都留会長　　ただいまから第424回東京地方最低賃金審議会を始めます。

はじめに、委員の出欠状況について、事務局から報告をお願いします。

課長補佐　　御報告申し上げます。

本日は、使用者側代表委員の井上委員と大辻委員が御欠席でございますが、現時点で委員定数18名のうち、16名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第５条第２項による定足数、全委員の３分の２、または各側の３分の１以上を充たしておりますことを御報告いたします。

以上です。

賃金課長　　議事冒頭ではございますが、先に事務局で異動がございました。遅ればせながらではございますが、御紹介させていただきます。

９月14日付けで辻田労働局長が着任しております。辻田局長より御挨拶申し上げます。

労働局長　　辻田です。よろしくお願いします。

都留会長　　それでは審議に入ります。

まず、議事１「特定最低賃金の改正決定等の必要性について」の審議を行います。

特定最低賃金改正決定等の必要性につきましては、検討委員会で御検討いただいておりましたが、結論が得られたとのことで、検討委員会委員長の岩田委員より報告書の提出がございましたので、これにつきまして御報告をお願いします。

岩田委員　　それでは、報告させていただきます。

事務局は報告書を読み上げてください。

賃金指導官　　読み上げさせていただきます。

令和３年11月19日。

東京地方最低賃金審議会、会長都留康殿。

東京地方最低賃金審議会検討委員会、委員長岩田整。

検討委員会報告書。

本検討委員会は、東京地方最低賃金審議会から付託された「東京都鉄鋼業最低賃金」「東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」及び「東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金」の改正決定並びに「東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金」の決定にかかる必要性について、計４回にわたり慎重に審議を重ねてきたところである。審議においては、当初より労使各側の見解の隔たりが大きかったため、公益委員としては労使のイニシアティブの発揮をお願いするとともに、労使の主張の隔たりを埋めるべく努力してきたところである。しかしながら、それぞれ必要性ありとの決定を行うことについて全会一致での結論に至らなかったことを報告する。なお、審議に当たった本検討委員会の委員は別紙のとおりである。

以上でございます。

岩田委員　ありがとうございます。

私からは、検討委員会報告書の結論に至る経過について報告いたします。

東京地方最低賃金審議会では、令和３年８月 10 日に東京労働局長から諮問された「東京都鉄鋼業ほか２件に係る特定最低賃金の改正決定及び東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の決定の必要性の有無」につきまして、検討委員会を設置して審議を行うことになりました。これを受けて計４回にわたり検討委員会を開催し、審議を行いましたので、その経過について御報告いたします。

第１回検討委員会は９月３日に開催し、検討委員会での審議の進め方について協議を行いました。第２回は 10 月５日に開催し、東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金について、第３回は 11 月１日に開催し、東京都鉄鋼業最低賃金、はん用機械器具等製造業最低賃金及び輸送用機械器具製造業最低賃金につ

いて、それぞれ必要性に係る審議を行いました。

なお、第２回検討委員会では、労使各側から２名ずつ、合計４名の参考人からの意見聴取を行いました。

御協力をいただいた参考人の皆様には、改めて感謝の意を、労使各側委員からお伝え下さいますようお願いいたします。

そして、第４回検討委員会は 11 月 17 日に開催し、それまでの審議内容を踏まえつつ、総括審議を行いました。

この間、労働者側委員からは、特定最低賃金の決定の必要性有りとの観点から、特定最低賃金は基幹的労働者の労働条件の向上を目的としており、地域別最低賃金とはその役割が異なること、基幹的労働者の労働条件の向上を目的として労使対等のもとで行われた交渉によって決定された労働協約上の最低賃金を、労働協約の対象労働者だけでなく、未組織労働者や申出団体未加入の労働組合員にも波及させ、賃金水準の底上げを図る必要があること、魅力ある産業の育成、優秀な人材確保、事業の公正競争確保のため、地域別最低賃金を上回る労働条件の確保が必要であることなどが主張されました。

一方、使用者側委員からは、特定最低賃金の決定の必要性無しとの観点から、東京都の地域別最低賃金は高い水準にあり、全国の特定最低賃金を上回っていること、業界のボーダーレス化、グローバル化が進んでいる今の時代において、人材確保の必要性はどの業種でも同じであり、適用労働者数が少ない一部の特定の業種にのみ地域別最低賃金を上回る最低賃金を決定する必要性が無いこと、企業は優秀な人材には高い賃金を支払っており、特定最低賃金の決定は人材確保について効果が無いと考えられることなどの主張がなされました。

労使双方の主張の相違点を巡って真摯な議論が展開されたところですが、労使の主張に歩み寄りはなく、申出のあった３業種の特定最低賃金の改正決定及び１業種の特定最低賃金の決定の必要性の有無について、いずれも、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しませんでした。

よって、その結果を検討委員会報告として取りまとめたところです。

以上です。

都留会長　　ありがとうございました。

ただいま、岩田委員から特定最低賃金改正決定等の必要性について、検討委員会の審議経過及び委員会報告書について報告いただきました。

これらについて各委員から御意見や御質問がございましたら、御発言をお願いします。

労側委員、何かございますでしょうか。特にないでしょうか。

使側委員はいかがでしょうか。よろしいですか。

申出のありました４業種の特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性について、検討委員会報告書のとおり、本審議会の結論としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長　　御異議がないようですので、ただいまの結論に基づきまして、東京労働局長宛て答申したいと思います。

答申については、私と事務局で用意しますのでしばらくお待ちください。

（答申文（案）作成）

都留会長　　お待たせしました。

これから答申文(案)を配付いたします。

（答申文（案）配付）

賃金課長　　それでは、事務局から答申文（案）の読み上げを行います。

はじめに３業種の改正決定申出に係る答申を読み上げます。

令和３年11月19日。

東京労働局長、辻田博殿。

東京地方最低賃金審議会、会長都留康。

東京都鉄鋼業ほか２件に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に

ついて（答申）

当審議会は、令和３年８月 10 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しなかったので答申する。

記。

東京都鉄鋼業最低賃金（平成 24 年東京労働局最低賃金公示第５号）。

東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金 （平成 20 年東京労働局最低賃金公示第２号）。

東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金 （平成 20 年東京労働局最低賃金公示第３号）。

続きまして、新設の決定申出に係る答申を読み上げます。

令和３年 11 月 19 日。

東京労働局長、辻田博殿。

東京地方最低賃金審議会、会長都留康。

東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の決定の必要性の有無について（答申）。

当審議会は、令和３年８月 10 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記の最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しなかったので答申する。

以上でございます。

都留会長　　ありがとうございました。

ただいまの答申文(案)でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長　　御異議なしということですので、答申文を局長にお渡ししたいと思います。事務局は答申文の正本を作成してください。

（答申文作成）

（答申文手交）

労働局長　　ただいま会長から、令和３年度の特定最賃の改正決定及び決定の必要性につきまして答申をいただきました。８月 10 日に諮問させていただいて以来、検討委員会の委員の皆様を中心といたしまして大変慎重、そしてまた真摯かつ熱心に御議論をいただき、厚く御礼を申し上げます。

各委員会の皆様方におかれましては、引き続き、東京地方最低賃金審議会の運営につきまして、御理解、御協力を賜ればというふうに思います。ありがとうございました。

都留会長　　ありがとうございました。

続いて議事（２）「その他」ですが、皆様から何かございますでしょうか。

ないようでしたら、これで審議終了といたします。最後に事務局から連絡事項があればお願いいたします。

賃金課長　　次回の開催日程でございますが、日程が決まり次第、事務局から皆様に御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

都留会長　　ありがとうございます。

それでは、本会はこれにて終了といたします。皆様の御協力に対し改めて深く感謝申し上げます。

本日の議事録は審議会運営規程第７条に基づき、公益委員は私が、労側委員は反町委員、使側委員は小林委員に確認をお願いいたします。

本日はありがとうございました。